

◇各資金の資格要件の詳細について

1. 創業支援資金、商店街活性化資金

- ◆新たに市内で事業を開始しようとする個人（創業者）は、申込金額が自己資金の範囲内となります。自己資金とは、創業のために用意した資金から借入金を差し引いた金額となり、預金残高証明書又は預金通帳等の写し（その他自己資金が確認できるもの）により自己資金の金額を確認いたします。

2. 女性・若者チャレンジ資金

- ◆新たに市内で事業を開始しようとする個人（女性又は若者の創業者）は、融資の申し込みにあたっては自己資金の要件がありません。女性又は若者（40歳未満）の方で、開業に必要な資格や経験、ノウハウ等を有しているが自己資金が十分でないという場合でも申し込みが可能です。
- ◆申し込みにあたっては、申込者が女性であること又は年齢を確認させていただきますので、公的な機関の発行する書類の呈示をお願いいたします。
- ◆申し込みにあたっては、佐倉商工会議所等の主催する創業指導等、又は認定経営革新等支援機関の支援を受けていることが確認できるものの提出が必要です（写しで可）。

3. さくらチャレンジ資金

- ◆新たに市内で事業を開始しようとする個人は、融資の申し込みにあたっては自己資金の要件がありません。開業に必要な資格や経験、ノウハウ等を有しているが自己資金が十分でないという場合でも申し込みが可能です。
- ◆申し込みにあたっては、国の認定を受けた市の創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けることが必要です。（詳細はお問い合わせください。）

4. 商店街活性化資金

- ◆市内の商店街とは、市内の商店会等の区域になります（詳細はお問い合わせください）。
- ◆一定のサービス業とは、洗濯業、理容業及び美容業、写真業及び写真現像・焼付業、学習塾及び教養・技能教授業、医療業、機械等修理業、物品賃貸業、その他になります。
- ◆「要件2」について、事業経歴は市内に限りません。1年以上同一事業（小売業、飲食業、一定のサービス業）を継続して営んでいる中小企業者が、同一の事業を市内の商店街の空き店舗等において新たに開始する場合に必要とする設備資金（必要資金の80%が限度）が対象となります。
- ◆申し込みにあたっては、「佐倉市商店街活性化資金融資要件確認書」（様式第2号）の提出が必要です。

5. 経営力強化支援資金

- ◆本資金は、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として平成24年10月に創設された全国統一保証制度「経営力強化保証制度」の対象となるものです。
- ◆認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営支援を行う専門機関（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士など）として国が認定する制度で、中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導や助言を行うものです。
- ◆保証協会の保証付の既往借入金（佐倉市中小企業資金融資制度に限ります）を借り換える場合は、融資期間は10年以内（据置期間は12月以内）となります。
- ◆本融資を利用される方は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期ごとに報告をしていただきます。また、金融機関は、経営支援の実施状況を含めて信用保証協会及び市に対して年1回の報告をしていただきます。
- ◆信用保証料の減免について、概ね▲0.2%が適用されます。

◇利用にあたっての注意事項

- ◆「創業支援資金」、「女性・若者チャレンジ資金」、「商店街活性化資金」の融資を受けられた方は、本融資に係る事業を開始後、佐倉市中小企業資金融資創業届（様式第4号）を市に提出していただきます。また、設備資金の融資を受けられた方は、併せて本融資に係る設備の設置が完了後、佐倉市中小企業資金融資設備設置完了届（様式第5号）を市に提出していただきます。
- ◆融資の資金は市内で行う事業に要する経費に充てることから、運転資金は市内の本社が調達する場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限りです。
- ◆1 中小企業者の資金併用限度額は5, 0 0 0 万円以内になります。ただし、女性・若者チャレンジ資金とさくらチャレンジ資金を併用する場合の限度額は1, 0 0 0 万円以内になります。
- ◆市が、資金使途や融資対象について不適当と判断した場合は、申込をお断りする場合があります。
- ◆借り換え資金（経営力強化支援資金を除く）および原則として土地のみの購入資金などは対象とはなりません。
- ◆個人の「小規模事業資金」融資対象者で、保証協会の「特別小口保険に係る保証」の適用を受ける場合は、市県民税の過去1年間に所得割額があり、完納していることが必要です。（均等割額のみ課税されている場合は対象になりません。）
- ◆連帯保証人を要している1場合は、連帯保証人が市税を滞納していないことが必要です。

◇『事業資金』利用時の信用保証料の割引について【新規協会利用者サポート制度】

現在、千葉県信用保証協会の保証付き融資を利用しておらず、取扱金融機関との直近の融資取引が1年以上ある方で、千葉県信用保証協会が定める一定の要件を満たす場合、通常の信用保証料から一律0.15%の割引となります。

詳細は、取扱金融機関または千葉県信用保証協会へお問い合わせください。

【千葉県信用保証協会 ☎043-221-8111】

□ 責任共有制度の概要について

中小企業者の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、保証協会が保証人となる保証付融資については、従来は保証協会が原則として100%保証をしていましたが、平成19年10月1日以降については、一部の保証を除いて、原則として保証協会の保証が80%の保証となり、金融機関が20%の信用リスクを負担することとなりました。

□ 小規模事業資金の概要について

「責任共有制度」の導入に合わせ、小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度の対象除外の保証制度として設けられた国が定める全国統一の保証制度であり、本融資を含めた保証協会の保証付き融資残高が2, 0 0 0 万円以内であれば、責任共有制度の対象外となる制度です。